

奈良県告示第四百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定により、全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和三十年四月奈良県告示第四百十八号）の一部を次のように変更し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第三条第二号中「岡山市」の下に「相模原市」を加える。